

NPO法人 非正規労働相談センターひろしま 通信

第 1 号 2017年1月21日

〒732-0057 広島市東区二葉の里1-3-16 吉村ビル2階

フリーダイヤル 0120-501-581

☎ 082-262-3751 FAX 082-264-2310
Eメール roso34@ybb.ne.jp

嵐の予感を前に 団結を目指して 奮闘し前進しよう！

理事長 土屋 信三

新年、おめでとうございます。

昨年4月、NPO法人 非正規労働相談センターを設立してから9か月が経とうとしています。当初思い描いていたように進んでいるわけではありませんが、非正規雇用労働者の拠り所となるように奮闘していかなければなりません。今年は、より知名度を上げ、困難な状況に置かれた労働者、問題を抱えた労働者がすぐに相談できる地位を築いていく必要があるでしょう。宣伝活動を強化し、対外的な相談活動を企画することなど、いろいろと取り組んでいきたいと思っています。

安倍は「一億総活躍社会」などを掲げ、非正規という言葉はなくしていくとか、同一労働同一賃金といった、本来私たちが主張するようなスローガンを臆面もなく広言しています。これは、安倍が突然、心を入れ替えたという問題ではなく、単なる欺瞞であり、労働者、大衆を欺くための言説であることを暴露していかなければなりません。批判すればこと足れりという問題でもないので、なかなかやっかいな仕事ではありません。だが、「良いことを伴わない悪いことはない」ということわざのとおり、一度に多くの労働者に「同一労働同一賃金とは何か」「なぜ、非正規労働者が存在し、賃金が正規労働者に比較してこんなにも低いのか？」といった問題を考えさせることができたという側面もあります。要は、私たちの努力

と頑張りが求められていると言えるでしょう。

2017年、今年は世界的にも、日本国内的にも多難な事柄が噴出してくるような予感がします。昨年イギリスのEUからの離脱、アメリカ大統領にトランプが選出されるといった事態がひとつの予兆です。世界史は明らかに過渡期の激動を迎えています。日本でも政治の劣化が、誰の目にも明らかとなってきています。労働者の上にも、「残業代ゼロ法案」「解雇の金銭解決法案＝首切り自由化」といった攻撃が降りかかってくるでしょう。闘わなければ生きていけない、闘わなければ生活していくことができない社会が現実化しています。

それはまた、非正規労働相談センターの持つ意義が試され、ますます、活躍していかなければならない社会が到来していることに他なりません。力を合わせ、非正規雇用労働者の団結を打ち固めるため、奮闘し前進していきましょう。

ホームページは
「NPO 非正規 ひろしま」
で検索！

最近の相談事例から（16年4月～10月）

区分	相談内容	対応と結果
解雇	<p>(有) A で、社長から「うちには、ノルマがある。ノルマが達成できないなら締めで辞めてもらう」と言われた。また、入社後の研修、自主練習の賃金が未払い。 <美容業界で働いていたパートの女性 9/26></p>	<p>スクラムユニオンに加入してもらい、団交を行っている。謝罪と未払い賃金、慰謝料を請求している。</p>
	<p>派遣会社 B で、約束していた勤務日数の半分しかシフトがもらえなかった。会社の雇用ミスで、必要以上の人数を雇用したためだった。抗議すると、雇い止め解雇にされた。 <60代半ばの派遣社員 9/11></p>	<p>スクラムユニオンに加入してもらい、団交を行ったが、責任者が出てこず、らちがあかなかった。兼労働委員会のあっせんをうけ、和解。解雇予告手当と未払い賃金を払わせた。</p>
パワハラ	<p>介護職でパートとして、長く勤務してきた。最近施設長のシフトの組み方が、自分に対してだけきつい勤務体制になっている。抗議をしたが、聞きいれられない。体調を崩した。 <60代の女性 4/4></p>	<p>スクラムユニオンに加入してもらい、団交を行い、とりあえずシフトは改善された。しばらく様子を見ていく。</p>
	<p>新しく赴任してきた営業部長が、営業成績不振を理由に執拗なパワハラを行っていて、妻も会社に呼び出されたりした。事実は違っており、営業成績は落ち込んではいない。9月に配置転換になり、給料が約10万減らされた。体調を崩している。 <50代正社員 M(株)></p>	<p>スクラムユニオンに加入してもらい、団交を申し入れた。</p>
不当配転	<p>〇〇旅行社で観光バスの運転手として働く。残業代がきちんと払われていないことや、契約書が交付されていないことに疑問を持ちスクラムユニオンに加入、団交を行った。残業代は勝ち取れたが、その報復として運転手から、総務の事務に配転された。賃金も月約10万円下げられた。 <30代正社員 5/16></p>	<p>運転手としての地位を確保するため、仮処分命令申立てと不当労働行為救済申立を行った。</p>
労災	<p>労災で5ヶ月休業し、後遺障害14級が認定され、38万円給付された。企業補償を取りたいという希望と残業代の未払いを取り返したいという訴えがあった。 <中国人技能実習生 8月></p>	<p>スクラムユニオンに加入してもらい、団交を行った。会社は傷害保険に入っており、90万円の保険金があり、本人の銀行口座に振り込まれた。金額的にはそれで、企業補償と残業代未払い分に相当するので、本人は納得して帰国。帰国間際の交渉だったので、入管で90日間のショートステイに資格変更した。</p>

区 分	相 談 内 容	対 応 と 結 果
賃金未払	外国人技能実習生として、かき養殖業 Y 水産（株）で働く3年生。あさ5時から働いていたのに、残業代が全く払われていなかった。休憩時間も、実質15分しかなかった。 <20代ベトナム人女性 5/6>	スクラムユニオンに加入してもらい、団交を行い、ほぼ満額支払われた。無事帰国。
	外国人技能実習生として、農業（野菜作り）に従事。残業代が1時間分だけ、割増賃金で払われたが、あとは、1時間あたり400円から450円で払われた。 <20代フィリピン人女性 5月>	スクラムユニオンに加入してもらい、団交を行い、全額払われた。
その他	〇〇医院に5年間パートとして勤務。院長と他に正社員の女性2人が勤務。入社当初から正社員がぐるになって、暴言を吐く、無視するなどパワハラが続いたが、院長は見て見ぬふりをしてきた。精神的に疲弊し、退職したが、院長に謝罪して欲しい。 <30代パートの女性 10/15>	スクラムユニオンに加入してもらい、団交を1回行った。弁護士を立ててきており、今後の団交は拒否すると連絡があった。また、退職者の問題なので「団交応諾義務はない」と主張。県労働委員会にあっせん申請をした。
	ブラジル人3世とアメリカ人2世の夫婦と子供2人。日本に帰化したい。	法務局に同行した。
	〇〇急便で30数年働き、属託で5年継続して働いた。その後、全く同じ仕事内容で、同じ就業場所で、パートとして派遣会社に雇われた。派遣会社は〇〇急便と業務請負契約をしていた。仕事は深夜労働であった。交通費が付かない、社会保険料が賃金の割に高いことへの不満があった。 <60代男性パート 7/22>	スクラムユニオンに加入してもらい、団交を行った。社会保険料は過払い分を取り返し、交通費は、すでに退職しているの、和解金と言う名目で支払われた。

新たな「技能実習法」は 技能実習生制度の改善に結びつくか？

「技能実習法」（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律）が昨年11月18日に成立した。

技能実習制度に関しては、これほど建前と実際の本音がかけ離れているものはないとこれまで何度も指摘されてきた。建前としての「開発途上地域への技能の移転」「経済発展を担う人作り」「我が国の国際貢献において重要な役割」を掲げながら、実際は

「最低賃金で使うことのできる安価な労働力」「3年間は逃げることもない労働力」として機能していた。来日する実習生たちも技術習得というよりは「出稼ぎ」として、短期間に少しでも多くの賃金を獲得することを考えて就労している。このことはこの間出会った中国人実習生の言葉からも明らかである。ある縫製工場に勤めてた彼女たちは「中国の方がよほど技術が進んでいる。

日本の機械の方が旧式で古い」と言っていた。実習生たちを受け入れている事業主たちからは「労働力不足の中で、3年間やめずに働いてくれることが一番だ」といった本音が聞こえてくる。

この本音と建て前が乖離している現状の中で、部分的な手直しや規制強化といった手法では問題の解決にはならない。このことを前提として、今回の「技能実習法」の制度と問題点を指摘したい。

1. 基本理念

1) 技能実習は、技能の適正な習得等のために整備され、かつ、技能実習生が技能実習に専念できるようにその保護を図る体制が確立された環境で行われなければならない。

2) 技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない。

この二つの事項は素晴らしい内容であるが、このことを現実に当てはめたとき、果たしてどうなるのだろうか。現場では労働基準法、労働安全法などに抵触するようなことが横行している。住居は大勢の実習生たちが狭いところに押し込められて、しかも一人あたり2～3万円も取られることが常態化している。「日本人並みの賃金」と謳われていても、最低賃金しか支払われていないことも周知の事実である。

第2項に至っては、このことを徹底した場合、ほとんどの実習機関がだめになってしまうであろう。広島に多く見られるカキ養殖事業で働く実習生たちは「労働力の需給の調整手段」としてしか機能していないではないか。江田島事件を引き起こした陳双喜さんは海とは何の関係もない内モンゴルから日本に来ていた。帰国したとしても、カキ養殖技術などは何の役にも立たない。

2. 外国人技能実習機構の創設

「技能実習制度の司令塔」として新たな認可法人が設立されることを謳っている。この「実習機構」は、技能計画の認定、監理団体の許可、技能実習生からの相談対応・援助などを行なうものとされているが、この機構がどれほどの実効性を持つものなのかは動いてみなければ分からない代物である。

これまで JITCO (公益財団法人・国際研修協力機構) があったが、ほとんど何の役にも立たなかった。役人の天下り先としてあるだけで、実習生への人権侵害などに対して真剣に対応することはなかった。それと比較して「実習機構」にどれだけの権限が与えられ機能するのか、はなはだ疑問である。そもそも JITCO との関係もはっきりしていない。

3. 技能実習制度の拡充

今回の法案の要はこの項目にある。

これまで技能実習期間は第1号の技能実習として1年、続いて実施される第2号の技能実習として2年の合計3年を上限とされていたところ、さらに2年を上限として実習期間を延長する第3号の技能実習を制度化した。

「優良な実習実施者・監理団体に限定して拡充を認める」として第2号終了から1ヶ月以上の一時帰国を原則としているが、事実上3年間から5年間へ延長して働かせることができるようになる。さらに「技能実習生の人数枠について、現行の2倍程度まで増加させる」ことを認めている。何のことはない、技能実習生を低賃金のまま、より長く、より多く使うことができるようにしているということだ。「優良な」企業や監理団体を決めるのは「実習機構」であるから、ほとんどザルといった状況で推移していくことになるだろう。

以上のことから、今回の法案成立が技能実習制度の改善に結びつくとは考えられない。これが結論である。

学習会のご案内

■日時：2017年1月28日(土) 18:30～

■場所：共同事務所(東区二葉の里1-3-16 吉村ビル2F)

テーマ **安倍政権の「働き方改革」を斬る!**

☆講師：藤井 裕 弁護士(広島労働弁護団)

主催：NPO 非正規労働相談センターひろしま

